

(仮称) 黒石市立子ども美術館設計業務委託
公募型プロポーザル説明書



黒石市教育委員会文化スポーツ課

第1 適用範囲

本説明書は、「(仮称)黒石市立子ども美術館設計業務委託」に係る公募型プロポーザルに適用する。

なお、本説明書に記載のないものについては、各種添付資料による。

第2 委託概要

1 設計対象となる旧黒石小学校の概要

(1) 敷地面積：24,900㎡程度

(2) 延床面積：4,200㎡程度

ア 校舎：RC造 3階建て 3,330㎡程度（改修：1,800㎡程度、現状維持：1,530㎡程度）

イ 体育館及び渡廊下：S造 2階建て 870㎡程度（解体部分）

2 設計業務委託

(1) 委託概要

ア 委託業務名

(仮称)黒石市立子ども美術館設計業務委託

イ 業務内容

(ア) 旧黒石小学校既存校舎の改修設計

(イ) 旧黒石小学校体育館及び渡廊下の解体設計

(ウ) 設計に管理運営方針を反映することを目的とした市美術施設検討委員会への参加

※その他、詳細の業務内容については特記仕様書参照。

ウ 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月14日（金）までとする。

エ 想定業務委託料の上限は32,116,700円（税込）とする。

オ 審査委員会で選定された最優秀者を（仮称）黒石市立子ども美術館設計業務委託に係る随意契約の見積徴収の相手方とし、契約交渉を行うこととする。ただし、最優秀者と黒石市が契約条件等で合意に至らない場合、最優秀者に事故等があり見積徴収が不可能になった場合、あるいは契約締結を辞退した場合は、優秀者を当該見積徴収の相手方とする。

（次順位以降についても同様の取扱いとする。）

カ 契約手続きは、黒石市契約規則の定めによるものとする。

キ 特定された提案内容は基本設計・実施設計の原案として使用することとするが、その全てを採用することを約束するものではないことに予め留意すること。また、特定された提案内容について変更を求める場合があることについても予め留意すること。

第3 プロポーザル概要

1 プロポーザル概要

(1) 名称

(仮称) 黒石市立子ども美術館建設工事設計者選定プロポーザル

(2) 主催者

黒石市

(3) 選定方式

公募型プロポーザル

(4) 提案の範囲

旧黒石小学校校舎の改修、屋外広場（駐車場含む）、ソフト事業等を含む運営方針

(5) 選定概要

選定段階	評価・審査の方法
参加表明書受付及び審査	参加資格条件の審査
第1次審査	技術提案書（様式6）の審査基準による審査（書類審査） （参考）事務所、各技術者の実績等
第2次審査	技術提案書（様式6）、プレゼンテーション、ヒアリングにおける提案チームの対応力等を含めて総合的に審査

第4 参加及び業務の実施に係る条件

1 本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を満たしていること。

(1) 単体企業の場合

ア 参加表明書提出時点において、建築士法第23条第1項による「建築士事務所」の登録を受けていること。

イ 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 税金の未納がないこと。

エ 本プロポーザルの実施に係る告示の日から契約締結の日までの期間において、黒石市建設業者指名停止要領第3条から第5条までの規定による指名停止を受けていないこと。

オ 同期間において、黒石市建設工事等暴力団排除措置要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者でないこと。

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、黒石市発注の建設コンサルタント業務等から排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

キ 選考委員が所属する機関又はその機関と資本面又は人事面において関係がないこと。

ク 他の参加者の協力事務所及び共同企業体の構成員となっていないこと。

ケ 黒石市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない場合は、参加表明書の提出時に参加資格審査申請書を併せて提出すること。

※参加資格審査申請書の様式及び申請要項、記載例等については当市ホームページ

（ホーム>市政情報>入札情報>一般競争（指名競争）参加資格審査申請の受付）参照。

(2) 共同企業体の場合

- ア 構成員は、(1) イからケまでに掲げる条件を全て満たしていること。
- イ 構成員は、建築士法第 23 条第 1 項による「建築士事務所」の登録を受けていること。
ただし、第 11 評価テーマⅢを提案する構成員は除く。
- ウ 共同企業体の構成員は 3 者までとする。
- エ 代表者の出資比率が最大で、かつ、その他の構成員の出資比率が次のとおりであること。
 - (ア) 構成員が 2 者の場合 30%以上
 - (イ) 構成員が 3 者の場合 20%以上
- オ 共同企業体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(最終改正平成 26 年 7 月 11 日)によるものであること。

2 管理技術者は、平成 27 年 4 月 1 日以降に、次に掲げるいずれかの業務の実績があること。

同・類	業務内容
同種業務	令和 6 年 1 月 9 日国土交通省告示第 8 号別添二第 12 号に分類される建築物の設計
類似業務	令和 6 年 1 月 9 日国土交通省告示第 8 号別添二第 7 号(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)又は令和 6 年 1 月 9 日国土交通省告示第 8 号別添二第 12 号(公民館、集会所、コミュニティセンター等及び映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等)の建築物の設計(改修を含む)

- 3 本業務委託の実施に必要な資格等については、特記仕様書のとおりとする。
- 4 再委託する場合は、当該協力事務所が第 4 の 1 (1) イからクまでの条件を満たしていること。
- 5 分担業務分野は次のとおりとする。

分担業務分野	業務内容
総合	令和 6 年 1 月 9 日国土交通省告示第 8 号別添一において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

第5 選考委員名簿

No.	役職	しめい 氏名	所属
1	委員	きたはら けいじ 北原 啓司	弘前大学教育学部 特任教授
2	委員	たちき しゅういちろう 立木 祥一郎	合同会社 tecollc. 代表
3	委員	こすぎ ありよし 小杉 在良	弘前れんが倉庫美術館副館長兼運営統括
4	委員	おきの ひさこ 沖野 比佐子	黒石文化協会 会長
5	委員	おきない しる 小山内 徹	黒石市立六郷小学校 校長
6	委員	なるみ じゅんぞう 鳴海 淳造	黒石市総務部 部長
7	委員	ひぐち ひでひと 樋口 秀仁	黒石市教育委員会 部長

第6 スケジュール

内容	日時
質問書提出期限	令和6年6月25日(火)
参加表明に係る回答(市HP公表)	令和6年7月2日(火)
参加表明書提出期限	令和6年7月5日(金)
技術提案書提出要請	令和6年7月8日(月)
技術提案書提出期限	令和6年8月28日(水)
一次審査	令和6年9月2日(月)
一次審査結果通知	令和6年9月3日(火)
二次審査	令和6年9月7日(土)
二次審査結果通知	令和6年9月9日(月)

※二次審査の日程及び結果通知は、変更する場合があります。

第7 担当課・資料入手方法等

- (1) 部署名：黒石市教育委員会文化スポーツ課文化財係
 - (2) 所在地：〒036-0306 青森県黒石市大字内町 24-1
 - (3) 電話番号：0172-52-2111（内線 623） / FAX 番号：0172-52-3777（代表）
 - (4) メールアドレス：kuro-bunkazai@city.kuroishi.aomori.jp
- 2 資料は、市ホームページ (<http://www.city.kuroishi.lg.jp/>) から入手することとする。
 - 3 現地見学会を全4回、以下の日程で開催することとする。
 - ・令和6年6月20日（木）午前10時00分から
 - ・令和6年6月20日（木）午後1時30分から
 - ・令和6年6月21日（金）午前10時00分から
 - ・令和6年6月21日（金）午後1時30分から
- (※1) 現地見学を希望する場合は、前日午後5時00分までに連絡すること。
なお、希望する事業者数が多い場合は、日程について調整する可能性がある。
- (※2) 現地見学においては、希望する参加者には既存図面等の縦覧を行う。

第8 質問及び回答

本プロポーザルについて、質問がある場合は質問書（様式5）を提出することとする。

- (1) 受付期限：本プロポーザルの告示の日から令和6年6月25日（火）午後5時00分必着
- (2) 提出方法：持参、FAX、メール又は郵送（配達証明郵便）
 - (※1) 持参の場合、土日祝日を除く午前8時15分から午後5時00分までとする。
 - (※2) 郵送の場合、令和6年6月25日（火）までの消印有効とする。
- (3) 提出部数：1部
- (4) 回答方法：
 - ア 参加表明に係る回答：令和6年7月2日（火）午前11時に市ホームページへ掲載する。
 - イ 技術提案に係る回答：技術提案書提出要請時に対象者へメールにより回答する。

第9 参加表明書の提出

1 提出書類

A 3判の書類は、A 4判に折り込むこと。

様式 番号	様式名	用紙サイズ 枚数	留意点
1	参加表明書	A 4 1枚	①押印すること ②宛名は「黒石市長」とする ③建設コンサルタント登録規程や建築士法による登録を受けていることを証明する書類の写しを添付すること（登録証など）
2	管理技術者の経歴等	A 4 各1枚	①業務実績が分かる書類の写しを添付すること（契約書など） ②所属先を証明する書類の写しを添付すること（社員証や保険証など）
3	主任担当技術者の経歴等	A 4 各1枚	①所属先を証明する書類の写しを添付すること（社員証や保険証など）
—	技術者の体系図	A 4 又は A 3 1枚	①様式2及び3を図式化したもの
—	技術者の資格の証明書等	A 4 必要枚数	①各様式に記載の保有資格を証明する書類の写しを添付すること（資格者証など）
4	協力事務所の名称等	A 4 必要枚数	①協力事務所がある場合提出すること
—	共同企業体協定書	A 4 必要枚数	①「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」による ②共同企業体の場合提出すること
—	参加資格審査申請書	A 4 1枚	①記載例を参考に、登録していない場合のみ提出すること

2 提出部数：印刷したもの1部及びPDFデータをDVD-R又はCD-Rに格納したもの1部

3 提出方法：持参又は郵送（配達証明郵便）

※持参の場合、土日祝日を除く午前8時15分から午後5時までとする。

4 提出期限：令和6年7月5日（金）必着

5 参加表明書が提出された場合、担当課において審査し、満たしている場合は整理番号を付した上で、令和6年7月8日（月）までに技術提案書の提出を要請する。なお、当該審査において、判断に苦慮する部分が生じた場合は、参加表明書の提出者へ電話等により質問する可能性がある。この際、担当課から示された回答期限を守ることとし、守られなかった場合は失格とすることがある。

第 10 技術提案書の提出

1 提出書類

様式 番号	様式名	用紙サイズ 枚数	留意点
6	技術提案書	A 4 1 枚	①押印すること ②宛名は「黒石市長」とする
7	業務実施方針等	A4 1 枚	①提案者が特定される情報は記載しない こと（会社名など） ②原則として文字による表現とすること
8	評価テーマに対する提案	A 3 3 枚以内	①提案者が特定される情報は記載しない こと（会社名など） ②記載に係る表現等は、「技術提案における 視覚的表現の取扱いについて」（平成 30 年 4 月 2 日事務連絡）による
－	参考見積書	A 4 必要枚数	①内訳書も提出すること

2 提出方法：持参又は郵送（配達証明郵便）

※持参の場合、土日祝日を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。

3 提出形式：PDF データを DVD-R 又は CD-R に格納したもの 1 部

3 提出期限：令和 6 年 8 月 28 日（水）必着

第 11 評価テーマ

技術提案における評価テーマは次のとおりとする。

評価テーマ		点数 (満点： 100点)
I	(仮称) 黒石市立子ども美術館基本計画を参考とした全体設計方針	計 80 点
	①実施予定の事業や活動を考慮した独自性のある設計の考え方について	①50 点
	②子育て世代が利用しやすい空間やユニバーサルデザイン、バリアフリーへの配慮について	②10 点
	③現状維持エリアの活用に関する考え方について	③10 点
	④イニシャルコスト(建設費)及びランニングコスト(維持管理費)の抑制に係る考え方について	④10 点
II	自然条件等を活かした屋外環境の整備方針	計 10 点
	①屋外活動エリア、及び屋外交流エリアの整備の考え方について	①10 点
III	施設の特徴を最大限に活かしたソフト事業等を含む運営方針	計 10 点
	①来館者が継続して施設を利用したいと思うようなソフト事業等を含む運営の考え方について	①10 点

○採点目安：【10点の項目】優：8～10点 / 良：5～7点 / 可：1～4点
 :【50点の項目】優：40～50点 / 良：25～39点 / 可：1～24点

※(仮称)黒石市立子ども美術館基本計画内、9ページの「施設ゾーニング図モデルプラン」は確定しているものではなく、あくまで参考情報であり、整備方針に係る提案を制限するものではない。

第 12 一次審査（書類審査）

1 日程等

(1) 日時：令和 6 年 9 月 2 日（月）

(2) 二次審査進出者の選定

選考委員会において提出された技術提案書を審査し、二次審査への進出者を最大 5 者程度選定する。なお、一次審査は非公開で行う。

(3) 一次審査の結果は、令和 6 年 9 月 3 日（火）に市ホームページに掲載するほか、書面により通知する。

2 一次審査の基準は第 11 評価テーマのとおりとし、点数は、1 人当たりの点数×選考委員数とする。（最大 700 点）。

第 13 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

1 日時：令和 6 年 9 月 7 日（土）

2 契約相手候補者の特定

選考委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、その後選考委員の協議及び投票により最優秀者（契約相手候補者）及び優秀者をそれぞれ 1 者特定する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開、特定作業は非公開で行う。

3 上記投票において、同数となった場合は、選考委員会で協議の上、決定する。

4 二次審査は、管理技術者が必ず出席するものとし、合計 5 名までとする。

5 プレゼンテーション及びヒアリングは、1 者当たり 45 分以内（入退室・準備 5 分、プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分程度）とする。

6 プレゼンテーションの資料について、あらかじめ動作確認をする場合は、令和 6 年 8 月 30 日までにメール等により提出すること。なお、動作確認で提出するデータは、プレゼンテーション当日のデータと同一でなくてもよい。

7 プレゼンテーション当日に動作の不具合が生じた場合、あらかじめ動作確認をしたデータであっても当市では一切責任を負わない。ただし、当市保有の機器等に不具合が生じた場合を除く。

8 当市において用意する機材等は、次のとおりとする。なお、会場の変更等により用意する機材の一部が変更される場合は、都度、改訂する。

(1) 機材等

ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、黒板又はホワイトボード、
レーザーポインター

(2) ソフトウェア等

ア O S：Windows10 enterprise 又は Windows11 enterprise

イ ソフト：Microsoft Office 2016 及び Adobe Acrobat Reader DC

9 二次審査の結果は、令和 6 年 9 月 9 日（月）に市ホームページに掲載するほか、書面により通知する。

第 14 契約相手候補者との契約交渉

- 1 二次審査で最優秀者となった者は、本業務委託の契約相手候補者となり、黒石市との協議が整った時点で地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。ただし、最優秀者との協議が不調となった場合は、二次審査の優秀者が契約相手候補者となり、同様の手続をする。
- 2 契約相手候補者と業務の仕様について協議し、当該業務に必要な仕様書を作成する。
- 3 契約相手候補者との協議が整った時点で業務委託の契約に係る見積書を徴取し、予算の範囲内で契約を締結する。

○予算額：32,116,700 円（税込）

- 4 契約保証金は、黒石市契約規則第 37 条による。
- 5 委託料の支払は、次のとおりとする。
 - (1) 前 払 金：あり（契約額の 30%以内）
 - (2) 支 払 い：契約額－前払金

第 15 その他留意事項

- 1 各提出期限までに必要書類が提出されなかった場合は、受け付けないものとする。
- 2 当市は、本プロポーザルに係る一切の費用を負担しない。
- 3 提出された書類等に虚偽の記載があると認められる場合には、本プロポーザルを失格とする。
- 4 当市は、提出されたすべての書類及び物品は、原則、返却せず、本プロポーザルの審査に必要な場合以外、複製しない。
- 5 提出された技術提案書の著作権は提出者に属するが、最優秀者の技術提案書は、市ホームページに公表する。それ以外の技術提案書は、提出者の了解なく公表・複製しない。
- 6 提出された技術提案書に他者の著作物が含まれている場合は、著作物の使用について事前に著作者から許可を得る等、当市との契約行為等に支障をきたすことがないように留意すること。
- 7 本プロポーザルの参加者は、辞退する場合は、辞退する理由を明記した上で辞退届（任意様式）を提出すること。
- 8 当市は、本プロポーザルの結果に係る一切の異議申し立ては、受け付けない。
- 9 管理技術者及び主任担当技術者の変更は原則、認めない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者を選任し、監督員の承認を得ることとする。
- 10 本業務と直接関係する業務における随意契約の有無：有
- 11 上記が「有」の場合の想定業務：（仮称）黒石市立子ども美術館建設工事に係る監理業務委託

第 16 添付資料

様式集

- 別添 1 業務委託共通仕様書（案）
- 別添 2 業務委託特記仕様書（案）
- 別添 3 業務委託契約書（案）
- 別添 4 旧黒石小学校平面図及び立面図
- 別添 5 計画地の特徴